

第4回教育委員会会議

令和8年3月23日
午後3時30分
本庁舎第11共通会議室

案 件

議案第25号

中央区における指定校変更及び区域外就学の一部制限について

中央区における指定校変更及び区域外就学の一部制限について

1 概要

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則第 13 条第 2 項及び第 17 条第 2 項に基づき検討した結果、次の学校について指定校変更及び区域外就学の一部制限を行う。

2 学校名

大阪市立開平小学校

3 適用時期

令和 9 年 4 月入学者より適用

なお、一部制限開始前に在籍する児童は制限の対象としないものとする。

4 実施内容

(1) 指定校変更及び区域外就学の一部制限

上記 2 に記載する小学校については、令和 7 年 3 月 21 日に開催された第 4 回教育委員会会議で議決された内容（議案第 21 号）に基づき、令和 8 年 4 月入学者より 5 年間（令和 13 年 3 月 31 日まで）、学校選択制の受入れを制限する。これに加え本件において、引き続き在校生の教育環境を確保するため、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則第 13 条第 2 項及び第 17 条第 2 項に基づき、同規則第 13 条第 1 項第 3 号・第 4 号、第 17 条第 1 項第 3 号・第 4 号に係る指定校変更及び区域外就学を次のとおり制限する。

(2) 制限内容

第 3 号の制限対象者	第 4 号の制限対象者
小学校第 1 学年から第 4 学年の最終学期の終了式の日までに通学区域外に転居する者。 (許可期間：学年末までの就学)	制限を開始して以降、本号に基づいて就学を希望する者。ただし、制限開始前より第 13 条第 1 項第 4 号及び第 17 条第 1 項第 4 号の規定により当該校に就学している児童の兄弟姉妹が、当該校への就学を希望する場合を除く。

(3) 実施期間

令和13年3月31日まで（4年間）

(4) 理由

開平小学校は、令和7年5月1日時点で児童数448名、学級数15学級の学校規模であるが、学校敷地が市内で一番小さく、運動場面積が児童一人当たり3.04㎡と国の基準(10㎡/人)を大幅に下回っている。このため片道20分掛けて、北区の南天満公園まで行って体育授業を行うなど教育活動に支障が出ている状態である。

人口の都心回帰による児童急増に対し、施設面での収容対策が追いつかない状況もあり、現在、教室数不足等の課題解消に向けて、分離新設校の設置など収容対策の実施に向け準備を進めているところでございます。

令和8年度より学校選択制の受入抑制対象校となるため、一定効果はあるものの、学校が都心の交通の便の良い場所にあり、保護者の勤務先近くの学校という理由や、校区外に転居した場合も転居先の学校へ転校せずにそのまま卒業まで就学する児童など通学区域外から通う児童が1割を超えている。今後も通学区域内の児童数増加が続くことが見込まれていることから、学校選択制の受入抑制と併せ、今回指定校変更及び区域外就学を一部制限する必要があると考える。

令和8年2月27日

中央区担当教育次長 様

大阪市立開平小学校
校長 岩本 由紀

指定校変更及び区域外就学の一部制限にかかる副申書

令和8年2月25日に依頼を受けました指定校変更及び区域外就学の一部制限につきまして、次のとおり副申します。

記

1 本校児童数、通常学級数及びその他学級数について

本校は、令和7年5月1日時点で児童数448名、学級数15学級、特別支援学級数6学級となっている。

都心に在ることもあり、もともと学校敷地が狭いうえに、教室数を確保するため校舎の増築により、運動場面積が国の基準を大幅に下回っている。

2 学校施設の収容等による課題について

(運動場の狭隘化)

- ・ 運動場については、敷地面積が極めて狭い(市内で最小)なかで、児童急増による教室数の確保を優先したため、運動場面積については、1,360㎡と国の基準(4,480㎡)の3割程度しか満たしていない状態となっている。
- ・ 片道20分掛けて、北区の南天満公園まで行って体育授業を行うなど教育活動に支障が出ている状態である。

(特別教室等から普通教室へ転用)

- ・ さらに普通教室の不足が見込まれるため、令和8年度までに会議室を普通教室に改造し、今後も順次、特別教室等を普通教室に転用することになっている。

3 学校運営への影響及び課題について

(児童の運動量確保及び安全面について)

- ・ 児童が休み時間に体育館や運動場などを使用し体を動かすことができる時間は、1日に15分程度と少なく、さらにその機会も各学年に割り当てられた時間帯に限られている。廊下など共用スペースの余裕がなく移動時も多く児童が一斉に動くことになるため、児童同士の衝突や遊具などでのけ

が防止のため、教職員が近くに付き細心の注意を払っている。

(避難訓練での集合場所について)

- ・ 学期ごとに行う避難訓練において、全児童が集合する場所は運動場として
いるが、建物からの距離は近い。児童数が増加することで、建物から離れた
避難スペースの確保が難しい。

(体育の移動にかかる安全面の配慮について)

- ・ 片道 20 分掛けて、北区の南天満公園まで行って体育授業を行っているが、
交通量の多い歩道を歩くことや信号を複数回渡るなど、移動時の安全管理
は教職員の大きな負担となっている。児童数が増えることで、さらに教職
員の負担が増すことになる。

(年度途中の転入児童について)

- ・ 本校は、中国をはじめとした外国籍児童の年度途中転入も多い傾向にある。
令和 6 年度 28 名、過去 3 年平均では、18 名の児童が年度途中に転入してき
ており、うち外国籍の児童が令和 4 年度 2 名、5 年度 9 名、6 年度 11 名と
年々増加している。

(マンションの建設予定について)

- ・ 今後も校区内に大規模なタワーマンションが完成する予定で、教育委員会
施設整備課の推計によるとさらに児童数の増加が見込まれている。

4 指定校変更及び区域外就学を一部制限について

前 1～3 のとおり、人口の都心回帰による児童急増に対し、施設面での収容対策が追いつかない状況のため、令和 8 年度より学校選択制の受入抑制対象校となる。

さらに、本校は、都心の交通の便の良い場所にあり、校区外に転居した場合も転居先の学校へ転校せずにそのまま卒業まで本校に在学する児童、保護者の勤務先の会社や祖父母宅の近くの学校という理由で就学するなど校区外から通学する児童が 1 割以上在籍しており、今後もしばらくは、児童数の増加が続くことが見込まれていることから、校区内の児童の教育環境を守るために学校選択制の受入抑制と併せて指定校変更及び区域外就学を一部制限する必要があると考える。

【参考資料】 令和7年3月21日 第4回教育委員会会議 議案第21号 抜粋

基準日	令和6年5月1日	抑制対象校	開平小学校						
基礎データ	児童数	395	人	普通教室数	18	教室	学級数計(ア～エ)	学級	
	運動場面積	1,360	m ²	通常学級数(ア)	15	学級	特別支援学級数(イ)	学級	
	(学校設置基準による運動場面積 ※1)	(3,950)	m ²	通級指導教室学級数(ウ)		学級	その他(エ) (日本語指導教室等)	学級	
学校選択制受入抑制フロッチャート項目の該当状況	ア関係	現在の25学級以上の大規模校である		—				非該当	
	イ関係	①	(上記ア該当の場合) 将来推計により過大規模校になる見込みがある、または既に過大規模校である		—				2項目以上該当
			(上記ア非該当の場合) 将来推計により過大規模校になる見込みがある		—				
		②	教室(普通教室)不足となる見込み		令和8年度教室不足の見込み				
		③	運動場狭隘(基準の半分以下)		狭隘 (3.44m ² /人)				
	④	施設の増改築ができない		<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設に空きなく増改築できない ・近隣に活用できる場所なく増改築できない 					
ウ関係	①	特別教室をすでに転用している、または、転用しなければならないなど学習環境に影響がある		<ul style="list-style-type: none"> ・将来推計における児童数の増加により、特別教室を普通教室に転用しなければ、児童を受け入れることができない。 				2項目該当	
	②	学校実情に応じた、学校運営上の課題がある		<ul style="list-style-type: none"> ・運動場が狭隘なため校区外の公園を仮設運動場として使用するなど、教育活動に支障が生じている。 					
選択制抑制	開始時期		令和8年4月入学者						
	抑制期間		5年間(令和12年度末までの見込み) ※2						

※1 小学校：児童一人当たり10m²、下限2,400m²、上限7,200m² 中学校：1,200m²+生徒一人当たり10m²、下限3,600m²、上限8,400m²

※2 収容対策等により、将来推計において普通教室数不足や運動場狭隘の課題が解消されるなど在校生の教育環境の改善が見込まれる場合、学校選択制による受入を再開する。